

知事指定薬物の指定状況について

埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例（平成 27 年埼玉県条例第 19 号）第 11 条第 2 項の規定に基づき知事指定薬物を指定するにあたり、埼玉県地方薬事審議会規則（平成 17 年埼玉県規則第 184 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき設置した埼玉県地方薬事審議会薬物指定審査委員会の意見を聞いたところ、下記 1 のとおり審議いただいた上で答申いただき、下記 2 のとおり答申どおり知事指定薬物を指定したので、これを報告するもの。

記

1 埼玉県地方薬事審議会 薬物指定審査委員会開催状況（平成 27 年度）

- (1) 開催回数 8 回
- (2) 審議物質数 26 物質と 1 植物体
- (3) 答申物質数 26 物質と 1 植物体
詳細は別紙のとおり

2 知事指定薬物数（平成 27 年度）

26 物質と 1 植物体
詳細は別紙のとおり

【第1回】

1 審議物質の概要

	名称	通称名
1	2-(4-クロロ-2, 5-ジメチルフェニル)-N-(3, 4, 5-トリメチルベンジル)エタンアミン及びその塩類	30C-NBOMe
2	2-(4-エチル-2, 5-ジメチルフェニル)-N-(2-メチルベンジル)エタンアミン及びその塩類	25E-NBOMe
3	3-[2-(2-メチルベンジルアミノ)エチル]キナゾリン-2, 4(1H, 3H)-ジオン及びその塩類	RH-34

2 知事指定薬物告示日 平成27年5月22日(金)(埼玉県告示第563号)

3 失効

上記3物質は、大臣指定薬物の規制開始に伴い平成27年6月1日に失効した。

【第2回】

1 審議物質の概要

	名称	通称名
1	2-[(4-クロロ-2, 5-ジメチルフェネチルアミノ)メチル]フェノール及びその塩類	25C-NBOH

2 知事指定薬物告示日 平成27年6月24日(水)(埼玉県告示第744号)

3 失効

上記1物質は、大臣指定薬物の規制開始に伴い平成27年7月4日に失効した。

【第3回】

1 審議物質の概要

	名称	通称名
1	1-(8-ブロモベンゾ[1,2- <i>b</i> :4,5- <i>b'</i>]ジフラン-4-イル)プロパン-2-アミン及びその塩類	Bromo- DragonFLY
2	1-ペンチル-N-(2-フェニルプロパン-2-イル)-1 <i>H</i> -インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類	CUMYL-PINACA

3	1-(5-フルオロペンチル)-N-(2-フェニルプロパン-2-イル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類	CUMYL-5F-PINACA
4	1-ペンチル-N-(2-フェニルプロパン-2-イル)-1H-インドール-3-カルボキサミド及びその塩類	CUMYL-PICA
5	1-(5-フルオロペンチル)-N-(2-フェニルプロパン-2-イル)-1H-インドール-3-カルボキサミド及びその塩類	CUMYL-5F-PICA

2 知事指定薬物告示日 平成27年8月19日(水)(埼玉県告示第964号)

3 失効

上記5物質は、大臣指定薬物の規制開始に伴い平成27年8月29日に失効した。

【第4回】

1 審議物質の概要

	名称	通称名
1	1-(ベンゾフラン-5-イル)プロパン-2-アミン及びその塩類	5-APB
2	1-(2,3-ジヒドロベンゾフラン-6-イル)プロパン-2-アミン及びその塩類	6-APDB

2 知事指定薬物告示日 平成27年9月16日(水)(埼玉県告示第1069号)

3 失効

上記2物質は、大臣指定薬物の規制開始に伴い平成27年9月26日に失効した。

【第5回】

1 審議物質の概要

	名称	通称名
1	1-(2,3-ジヒドロベンゾフラン-5-イル)-N-メチルプロパン-2-アミン及びその塩類	5-MAPDB
2	[1-(4-フルオロベンジル)-1H-インドール-3-イル](ナフタレン-1-イル)メタノン及びその塩類	FUB-JWH-018

3	<i>N</i> -(4-フルオロフェニル)- <i>N</i> -[1-(2-フェネチル)ピペリジン-4-イル]ブタナミド及びその塩類	<i>p</i> -fluorobutyryl fentanyl
4	<i>N</i> -(1-アミノ-3-メチル-1-オキソブタン-2-イル)-1-(2-フルオロベンジル)-1 <i>H</i> -インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類	AB-FUBINACA 2-fluorobenzyl isomer

2 知事指定薬物告示日 平成27年11月25日(水)(埼玉県告示第1327号)

3 失効

上記4物質は、大臣指定薬物の規制開始に伴い平成27年12月5日に失効した。

【第6回】

1 審議物質の概要

	名称	通称名
1	2-(2,5-ジメトキシ-4-メチルフェニル)エタンアミン及びその塩類	2C-D
2	2-{[ビス(4-フルオロフェニル)メチル]スルフィニル}- <i>N</i> -メチルアセトアミド及びその塩類	Modafiendz
3	1-メトキシ-3,3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル=1-(シクロヘキシルメチル)-1 <i>H</i> -インダゾール-3-カルボキシラート及びその塩類	MO-CHMINACA

2 知事指定薬物告示日 平成28年1月21日(木)(埼玉県告示第95号)

3 失効

上記3物質は、大臣指定薬物の規制開始に伴い平成28年1月31日に失効した。

【第7回】

1 審議物質の概要

	名称	通称名
1	1-ブチル- <i>N</i> -(2-フェニルプロパン-2-イル)-1 <i>H</i> -インドール-3-カルボキサミド及びその塩類	CUMYL-BICA
2	1-(5-フルオロペンチル)- <i>N</i> -(2-フェニルプロパン-2-イル)-1 <i>H</i> -ピロロ[2,3- <i>b</i>]ピリジン-3-カルボキサミド及びその塩類	CUMYL-5F-P7AICA

3	2-(8-ブromo-2, 3, 6, 7-テトラヒドロベンゾ[1, 2- <i>b</i> :4, 5- <i>b'</i>]ジフラン-4-イル)エタンアミン及びその塩類	2C-B-FLY
---	---	----------

2 知事指定薬物告示日 平成28年2月10日(水)(埼玉県告示第169号)

3 失効

上記3物質は、大臣指定薬物の規制開始に伴い平成28年2月20日に失効した。

【第8回】

1 審議物質の概要

	名称	通称名
1	2-[[ビス(4-フルオロフェニル)メチル]スルフィニル]アセトアミド及びその塩類	Bisfluoro modafinil
2	2-(4-フルオロフェニル)-3-メチルモルフォリン及びその塩類	4-FPM
3	<i>Mitragyna speciosa</i> 及びその近縁植物 (ただし、Mitragynine又は7a-Hydroxy-7H-mitragynineを含有するものに限る。)	Kratom
4	(<i>E</i>)-メチル=2-{(2 <i>S</i> , 3 <i>S</i> , 12 <i>bS</i>)-3-エチル-8-メトキシ-1, 2, 3, 4, 6, 7, 12, 12 <i>b</i> -オクタヒドロインドロ[2, 3- <i>a</i>]キノリジン-2-イル}-3-メトシアクリレート及びその塩類	Mitragynine
5	(<i>E</i>)-メチル=2-{(2 <i>S</i> , 3 <i>S</i> , 7 <i>aS</i> , 12 <i>bS</i>)-3-エチル-7 <i>a</i> -ヒドロキシ-8-メトキシ-1, 2, 3, 4, 6, 7, 7 <i>a</i> , 12 <i>b</i> -オクタヒドロインドロ[2, 3- <i>a</i>]キノリジン-2-イル}-3-メトシアクリレート及びその塩類	7 <i>a</i> -Hydroxy-7H-mitragynine
6	<i>N</i> -(2-フェニルプロパン-2-イル)-1-[(テトラヒドロ-2 <i>H</i> -ピラン-4-イル)メチル]-1 <i>H</i> -インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類	CUMYL-THPINACA

2 知事指定薬物告示日 平成28年3月9日(水)(埼玉県告示第305号)

3 失効

上記5物質1植物体は、大臣指定薬物の規制開始に伴い平成28年3月19日に失効した。